第六条の三第十三項中「第二十六項」を「第二十四項」に改め、同条第十四項第一号中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項第四号及び同条第十五項第四号を削り、同条第十九項中「、第二十三項及び第二十五項」を「及び第二十三項」に改め、同条第二十四項及び第二十五項を削り、同条第二十六項を同条第二十四項とする。

第六条の五を削る。

第六条の六第一項中「第十三条の二第一項に規定する」を「第十三条第一項に規定する合理化、高度化その他の改善に資するものとして」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十三条第一項に規定する試験研究として政令で定めるものは、次に掲げる試験研究とする。

一　新たな製品のうち当該個人の既存の製品と構造、品種その他の特性が著しく異なるものの製造を目的として行う試験研究

二　新たな製品を製造するために行う新たな資源の利用方法の研究

三　新たな製品を製造するために現に企業化されている製造方法その他の生産技術を改善することを目的として行う試験研究

四　新たな技術のうち当該個人の既存の技術と原理又は方法が異なるものの発明を目的として行う試験研究

第六条の六を第六条の五とする。

第八条第二項中「次項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第四項中「又は」を削り、「指定した」を「指定し、又は第三項の規定により基準を定めた」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第十五条第一項に規定する政令で定める要件は、貨物の運送の用に供する自動車の運転者の荷待ち及び荷役の時間の短縮その他の同項に規定する流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準に該当することとする。

第十条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同条第四号を同条第二号とし、同条第五号中「附則第三十二条第四項又は第七項」を「附則第三十二条第七項」に改め、同号を同条第三号とする。

第十八条第二項中「及び改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護」を削る。

第十九条の三第二項及び第五項中「第二十五項」を「第二十七項」に改め、同条第六項中「第二十九条の二第一項第六号」を「第二十九条の二第一項第六号イ」に改め、同条第七項中「第二十九条の二第一項第六号に規定する政令」を「第二十九条の二第一項第六号イに規定する政令」に改め、同項第一号中「第二十九条の二第一項第六号」を「第二十九条の二第一項第六号イ」に、「同号」を「同号イ」に改め、「（以下この項」の下に「及び第九項第一号」を加え、「この項及び次項」を「この条」に、「同条第四項」を「法第二十九条の二第四項」に改め、同項第二号中「掲げる株式」の下に「（第九項第二号において「対象株式等」という。）」を加え、「第九項」を「第十一項」に改め、同号イ中「権利行使価額（法第二十九条の二第一項に規定する権利行使価額をいう。以下この号において同じ。）」を「法第二十九条の二第一項第二号の権利行使価額」に改め、「一株当たりの」の下に「同項第三号の」を、「書面）の」の下に「同項第一号から第三号までに規定する」を、「に係る対象株式の」の下に「同条第一項第二号の」を加え、「同条第一項」を「同項」に、「権利行使価額との」を「同号の権利行使価額との」に、「第二十九条の二第一項第六号」を「第二十九条の二第一項第六号イ」に、「同項第六号」を「同項第六号イ」に改め、同号ロ中「第十一項」を「第十三項」に改め、同条第八項中「第二十九条の二第一項第六号イ」を「第二十九条の二第一項第六号ロ」に、「同号」を「同号イ」に改め、同条第三十四項を同条第三十六項とし、同条第三十三項を同条第三十五項とし、同条第二十七項から第三十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二十六項中「第二十九条の二第一項第六号」を「第二十九条の二第一項第六号イ又は同ロ」に、「従い」を「従い」に、「つき」を「つき」に、「又は保管の委託」を「若しくは保管の委託」に改め、「引き受けている金融商品取引業者等」の下に「又は管理をしている同条第七項の株式会社」を加え、「管理等信託をしている」を「管理等信託又は管理をしている」に改め、「受入れ」の下に「若しくは取得」を、「営業所等」の下に「又は当該株式会社の本店」を加え、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「権利行使価額（法第二十九条の二第一項に規定する権利行使価額をいう。）」を「法第二十九条の二第一項第三号の権利行使価額」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項を同条第二十六項とし、同条第十九項から第二十三項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十八項中「第十六項第二号」を「第十八項第二号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十九条の三第十六項第一号」を「第十九条の三第十八項第一号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項各号中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十九項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十三項まで」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項第一号中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「同条第一項第六号」を「同条第一項第六号イ又はロ」に、「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　法第二十九条の二第一項第六号ロに規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　当該管理に係る契約は、新株予約権の行使により付与会社の法第二十九条の二第一項第六号ロに規定する株式の取得をした権利者又は当該付与会社の取締役等の特定株式に係る承継特例適用者の各人別に締結されるものであること。

二　法第二十九条の二第七項の株式会社が、対象株式等（当該対象株式等に係る第十一項に規定する分割等株式を含み、譲渡制限株式に限る。）につき帳簿を備え、権利者又は承継特例適用者の別に、当該対象株式等の取得その他の異動状況に関する事項を記載し、又は記録することによつて、当該対象株式等を当該対象株式等と同一銘柄の他の株式と区分して管理をすることその他の経済産業大臣が定める要件を満たす方法によつて管理をすること。

三　権利者又は承継特例適用者が行う法第二十九条の二第七項の株式会社により管理がされている特定株式又は承継特定株式の譲渡は、金融商品取引業者等への売委託又は法人に対する譲渡（当該権利者又は承継特例適用者が、国内において、当該法人から当該特定株式又は承継特定株式の譲渡の対価の支払を受ける場合における当該譲渡に限る。）により行うこと。

四　その他財務省令で定める要件

10　法第二十九条の二第一項第六号ロの管理は、権利者が新株予約権の行使により同号ロに規定する株式の取得をする際、当該株式の交付をする株式会社が、前項第二号に規定する帳簿に当該株式の取得その他の異動状況に関する事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

第二十二条第一項中「規定は」の下に「、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第五十九条第二項（第二号に係る部分に限る。）」を加える。

第二十二条の七第二項を次のように改める。

2　法第三十四条第二項第三号の二に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　法第三十四条第二項第三号の二の都市緑化支援機構（以下この項において「支援機構」という。）が公益社団法人又は公益財団法人であり、かつ、その定款において、当該支援機構が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該支援機構と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること。

二　支援機構と地方公共団体との間で、その買い取つた対象土地（法第三十四条第二項第三号の二に規定する対象土地をいう。以下この号において同じ。）の売買の予約又はその買い取つた対象土地の第三者への転売を停止条件とする停止条件付売買契約の締結をし、その旨の仮登記を行うこと。

37　経済産業大臣は、第九項第二号の規定により要件を定めたときは、これを告示する。